

御船町農業委員会会議録

※当議事録は公開用として個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

令和6年6月10日

御 船 町 農 業 委 員 会

令和 6 年 6 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 6 月 10 日(月) 13 時 29 分～15 時 25 分

2. 場 所 御船町役場 第二分庁舎 大会議室

3. 農業委員 (13 名)

会長	1 番	富田 早苗			
会長職務代理者	2 番	藤岡 雅子			
番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
3 番	徳永 廣敏	出	9 番	本田 義昭	出
4 番	吉田 正治	出	10 番	米田 則昭	出
5 番	池田 賢治	出	11 番	荒木 義一	出
6 番	山本 利一	欠	12 番	松岡 秀明	出
7 番	福島 則義	出	13 番	村上 新次	出
8 番	本田 久幸	出	14 番	大森 勝範	出

農地利用最適化推進委員 9 名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1 番	松原 茂	出	6 番	中川 桂一	出
2 番	山田 京治	欠	7 番	川地 勉	出
3 番	永本 智裕	出	8 番	福嶋 研治	出
4 番	田中 榮一	出	9 番	山本 富士夫	出
5 番	川部 裕志	出	10 番	野田 孝光	出

4. 議事日程

1	開会
2	会長挨拶
3	議事録署名委員の指名
4	議案第 25 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
5	議案第 26 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
6	議案第 27 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
7	議案第 28 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 10 条第 1 項に基づく意見の決定と法律第 19 条の 2 による農用地利用集積計画について

8	報告第 27 号	許可不用転用の提出について
9	報告第 28 号	転用許可後の工事の進捗状況報告書の提出について
10	報告第 29 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項による届出の提出について
11	報告第 30 号	非農地判断について

5. 農業委員会事務局職員

課 長 山下 直樹 課長補佐 松崎 邦寿
主 査 前川 俊司 主 査 松永 ちえ

事務局	定刻となりましたので、始めさせていただきます。まず審議に入る前に総会の成立宣言をいたします。本日は、6 番山本委員から欠席の連絡を受けております。欠席者 1 名ということで、御船町農業委員会会議規則第 6 条により過半数以上の出席をいただいておりますので、本総会が成立することを宣言いたします。また、農地利用最適化推進委員、9 名の出席をいただいております。ありがとうございます。それではただいまより、6 月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第 4 条により富田会長よろしく願いいたします。
議 長	はい、こんにちは。
全委員	こんにちは。
議 長	〈挨拶〉 本日の議事録署名委員は、お二方、7 番福島委員、8 番本田委員よろしく願い致します。それでは、早速議案第 25 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、では、議案書の 1 ページをご覧ください。 《議案第 25 号を説明》
議 長	はい、ありがとうございました。それでは、申請番号①番から、担当の松岡委員、説明をお願いいたします。
12 番	はい、議案第 25 条申請番号①番について、説明いたします。これにつきまして、5 月 29 日に中川委員と委員会事務局、それに申請人の代理人と現地調査並びに関係者からの事情調査を行いました。当該農地における判断としましては、全てを効率的に活用し、利用することを確認しました。また、当該農地には、現状として桧が現状生えておりまして、これについては、農地の取得において、譲受人が、この植林された桧を伐採し、大豆の栽培を行うことを確認しました。なお、農地法第 3 条第 2 項第 1 号及び関係する条項

	<p>についての議案説明書 3 ページのとおり必要な要件を全て満たしていることを確認したところであります。よって、議案第 25 号の農地法第 3 条に係る所有権移転につきましては、許可相当であると判断しているところです。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、只今の説明に対して、ご質問、ご意見はございませんか。無いようでしたら、私の方から一つ。これは、周りも、今回の申請地の地主さんと一緒ですか。</p>
12 番	<p>周囲はですね。周囲はどうなっています。(事務局)</p>
議 長	<p>そこばかり残してあった訳ではないでしょう。わからないなら分からないでいいのに。</p>
事務局	<p>すいません、周辺の状況については、ちょっと調べておりませんでした。申し訳ございません。</p>
11 番	<p>これは、写真で見ると木が生えているけど、植林ですか。</p>
議 長	<p>わざわざここばかり桧を植えている訳ではないでしょう。周りも同一地主だったら、ここは、独立している場所でしょう。多分、そうでしょう。</p>
5 番	<p>ずっと電柵をしてんでしょ。</p>
議 長	<p>ここに入って行く道が無いからね。</p>
5 番	<p>鹿用の電柵をしているからね。現地確認をしているからね。</p>
議 長	<p>それで、この後は、大豆を植えるんですか。</p>
12 番	<p>大豆の栽培です。</p>
議 長	<p>ほかにご質問、ご意見ありませんか。許可相当と思われる方の挙手をお願いします。</p>
全委員	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして申請番号②番、担当の大森委員、説明をお願いします。</p>
14 番	<p>はい、5月27日に福島推進委員、事務局、代理人と現地確認をいたしました。説明資料の7ページをご覧ください。場所なんですけど、ちょっと分かりにくいかと思えますけども、ブルーのラインが、高速道路になっております。高木の〇〇〇より高速方面に向かってきまして、突き当りを左に約2-300m行った矢形川の手前が申請地になります。現況は、9ページをご覧ください。田で、ずっと耕作されていますので、今度の購入される方は、このまま、田で米を作っていくかということでございました。〇〇の方が購入されるんですが、〇〇の方で、田とニラの栽培をされていますそうです。そして8ページを3条の調査書を見ていただきますと、第2</p>

	項の第 1 項から第 7 号までの該当する要件は、全て満たしておりますので、許可相当と判断いたします。皆様のご審議をよろしくお願ひします。
議 長	はい、ありがとうございます。それでは、只今の説明に対して、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。
5 番	これは、前の方が麦を刈った後で、そのまんまですか。
14 番	現地確認をしましたが、去年まで、前の方が田んぼを作っていたので、何ら問題なく、そのまま〇〇から、車で 30 分位の距離でしたので、通われるということでした。
議 長	これは、あのアパートの裏ですか。
14 番	はい。
議 長	ほかにございませんか。はい、それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。
全委員	(全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号③番、これは、松岡委員になりますので、説明をお願いします。
12 番	はい、申請番号③、農地法 3 条に係る所有権移転について説明します。申請地の位置につきましては、議案説明資料の 12 ページにありますので、ご確認をいただきたいと思ひます。これにつきまして、5 月 29 日に中川委員と委員会事務局、及び譲受人とで、関係者から事情調査を行ったところでございます。当該農地に係る判断理由につきましては、すべて効率的に活用し、耕作することを確認したところでございます。また、当該農地の現状としては、水田として活用されており、農地の取得後においても、引き続き水稻の作付を行うことを確認しております。なお、農地法第 3 条第 2 項第 1 項及び関係する条文については、議案調査書 11 ページより必要な要件については、全て満たしていることを確認しております。よって、申請番号③番、農地法第 3 条に係る所有権移転につきましては、許可相当であると判断したところであり、以上です。
議 長	はい、ありがとうございます。それでは、ご質問、ご意見はございませんか。
5 番	〇〇さんというのは、親族の方ですか。
12 番	そうだと思います。
議 長	ありませんか。
	(ありませんの声)

議 長	はい、それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。
全委員	(全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございました。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号④番、これは、福島委員の担当ですので、説明をお願いします。
7 番	はい、5月の30日に田中推進委員、事務局、行政書士さんで現地の確認を行いました。17ページを見ていただくと、場所の方の説明になりますが、〇〇〇のところから県道の方に入ってからの〇〇〇の部落になります。写真が18ページになります。一応2筆ということで、これは親子間の贈与ということになります。譲受人の方が、息子ということになります。これなら届出でいいんだろと思ったんですが、死んだ人間からの場合なら届出でいいということで、まだ、所有者がご存命ということで、今回の申請になります。住所が〇〇市内ですけども、取得後は、水稻を作付けしたいと、実際は、息子がやってきて、トラクターとかを機械とかも慣れているもんですから、やっているのが実情なんですけども、この分の写真の上が、親父が住んでいる家で、この写真の横の〇〇〇〇が田、そして下の方が、〇〇〇〇で畑になっている。ここの〇〇〇〇のちょうど赤い線が切れていたところが、そこに道があります。切れたところを結んでいただくと、その先が町道になります。そういうことで、いつも帰ってから農作業をしているので、いろいろと手伝いをしているのですが、調査書の第3条の第2項の第1号から第7号までの必要事項については、適正になっているので、問題は無いということで、許可相当であると思います。稲を作付けすると言っているのですが、今年はちょっと間に合わないもので、今からですので、少し位しかできないと思いますけど、以上でございます。
議 長	親子間の移譲ですね。
7 番	そうです。
議 長	皆さん、ご質問、ご意見はないでしょうか。
5 番	はい、〇〇〇〇には、水路はあるんですか。水路、水。
7 番	水については、実は〇〇〇〇の写真を見てもらうと、ここに家がありますけど、その横に水路がございます。そこからパイプで引っ張ってくるんです。以前からそういう風にやっている。畑としてやっけていて、苗床をしておられたんですよね。1枚を隔てて。
5 番	分かりました。

議 長	ほかに、ご質問ありませんか。はい、無いようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。
全委員	(全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、議案第 26 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、では、議案書の 3 ページをお開きください。 《議案第 26 号を説明》
議 長	はい、ありがとうございます。それでは、申請番号①番、担当の吉田委員、説明をお願いします。
4 番	私の方から説明します。現場に行って確認しました。説明資料の 19 ページをご覧ください。申請番号①番です。現地の説明ということで、5 月 30 日に田中委員と事務局、申請人で現地の確認をしました。現地の場所は、22 ページをご覧ください。因みに、〇〇小学校と〇〇保育園の間に囲まれた地域です。24 ページに写真が出ています。既に、住宅が建築された状態で、これは、25 ページの始末書が提出されておりますので、ご覧ください。次に、事業計画書の 21 ページです。土地利用計画は、23 ページにあります土地利用計画図がありますように、敷地内に、個人住宅 1 棟、納屋 1 棟、駐車場 1 台分のスペース、そのほかは庭が少しあります。地目は田〇筆、面積は合計〇〇〇㎡です。雨水については、自然地下浸透ということで、汚水・生活雑排水については、既設の下水管につないで放流しています。最後に、20 ページをご覧ください。農地区分としては、都市計画法用途地域内にあります第 3 種農地になります。また、中段にありますように一般基準の項目は、該当するところは、全て満たしております。適当と判断いたします。以上のような点から総合的に見て許可相当と判断いたします。みなさんのご審議をよろしくをお願いいたします。以上です。
議 長	はい、ありがとうございます。それでは、ご質問、ご意見ございませんか。
5 番	住まわれて、もう何十年となるとでしょう。
議 長	申請をせずに家を建てた。毎回言っているけど、何で申請しないで家を建てるかな。
5 番	堂々と建てている。
11 番	50 年くらい前だから、そんなことは、必要なかったんだろう。
5 番	昭和〇〇年。何年度以前は、申請しないでよかったんだろうか。

議 長	何年だっけ、27年とか。
5 番	24年。
議 長	農地法が始まる前なら良かったんだよな。
事務局	昭和27年以前ですね。
11 番	そんな認識が無かったんじゃないだろうか。
議 長	昭和〇〇年ですよ。とても不思議。始末書も付いているようですので、今更、更地にしてくださいとも言えませんので。
5 番	会長の判断で。
議 長	それでは、ほかにご質問はございませんか。許可ということで、いいですかね。
委員	はい。
5 番	議長、これに関してですが、今、町内で、こういう形のものがまだ、大分残っているんじゃないのかな。
議 長	沢山あるなら建築確認が取れないんじゃないの。
5 番	探すなら、いっぱい出て来るんじゃないの。
議 長	今は田のままで、現地確認やら。
事務局	通常、田のままで建築確認を取る時は、建設課から回ってくる書類に、農地転用が必要であるという指示を書いて回しています。それは、都市計画区域内においては、用途区域がある範囲においては、そういうことが無くなっている。
議 長	施主には、言わないのか。建設課にだけなのか。こういったことがあった場合に、ここは、土地が田とか畑ですとか。転用して下さいとか施主には言わないのか。建築主には。
事務局	最近は、このような事例がないので、今回の場合のような場合は、事前に施主の方に連絡することはあるかと思います。
議 長	前は、解らないで畑に家を建てたの、田んぼに建物を建てたかとかいろいろあったと、時効だから、農地法じゃなくても認めてもらえると思ったけど、27年以前の建物については。
7 番	今は、農地には、家は建てられないですよとか言っているのかな。
議 長	そういう認識。
11 番	また、こういう風に出てくるのは、おかしいよね。
議 長	建てたって、登記をする時に、土地は畑ですよっていうのが筋じゃないのかな。どういうことか分からん、いつものことだけど。ほかにありますか。
11 番	ありません。
議 長	はい、それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。

全委員	(挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして申請番号②番、担当の吉田委員、お願いいたします。
4 番	それでは、説明に入ります。資料は、26 ページをご覧ください。5 月 30 日に田中委員と事務局、申請人とで現地確認をしました。申請地の場所は、29 ページをご覧ください。場所は、自動車学校は、西側で、旧〇〇ガソリンスタンドの位置になります。土地については、明確に判るところです。写真の状況ですけれども、31 ページを見てください。自動車学校側から見た現地の様子です。基本的には、443 号から全景が分かる所です。そうはいつでも、建物が一部残るだけです。32 ページの始末書が入っております。次に事業計画書の 28 ページをご覧ください。土地利用計画の内容としては、30 ページにあります土地利用計画図を見ていただくと分かりますように、申請地内に、倉庫・物置が各 1 棟、駐車場があります。地目は田〇筆、面積は合計〇〇〇㎡です。約 1 反になります。雨水については、東、北、南に水路へ放流します。汚水・生活雑排水については、発生しておりません。最後に、審査表の 27 ページをご覧ください。申請地の農地区分は、都市計画法用途地域内にあります第 3 種農地になります。また、中段にありますように一般基準の項目は、該当するところは、全て満たしております、適当と判断します。以上のようなことから総合的に見て許可相当と判断いたします。みなさんのご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議長	はい、ありがとうございました。ご質問、ご意見はございませんか。
11 番	これも始末書だけんな。始末書ばかりばい。これも 50 年くらい前の建築物だから、前の議案と一緒に、当時の組合長が、知らなかったんじゃないんだろうか。
5 番	農協自体が、組織としてしっかりしてないんじゃないか。
議長	こんなのは、給排水計画とか、事業計画とかも関係ないもんな。
5 番	以前使ってたんだからな。
議長	組合長にあった時に、厳しく言ってくれ、池田委員、組合員は。
5 番	組合長も、段々と変わってきていて、そういうことをすることを知らなかったんじゃないだろうか。
議長	これもこのまま許可にしないと仕方がないね。これも許可でいいですか。それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(挙手)

議 長	はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして申請番号③番、担当の徳永委員、説明をお願いいたします。
3 番	はい、それでは、33 ページから始めます。まずは、地図を確認してもらおうかなと思います。34 ページ、〇〇〇だったり、〇〇〇だったり、高速道路のその近くです。隣に、〇〇〇〇がありまして、この場所は、高速道路の並びにありまして、今から先、商業施設とかあります。5 月 29 日、事務局 2 人と川地推進委員と、申請の代理人とで現地の確認をしました。見てのとおり、高速の近くですので、商業施設、マンションが 2 棟ほど大きな建物が建っております。ここが駐車場として申請があがっております。34 ページの審査表に書いてありますように、高速道路その他の出入口からおおよそ 300m 以内の区域ですので、田んぼなんですけど、第 3 種農地、〇,〇〇〇㎡になっております。その下に書いてありますように、転用者が、熊本市内に住んでいる個人で、転用目的で貸駐車場を作りたいということで、申請があがっております。計画書も付いております、場所も写真がありますので、38 ページになりますが、何にもありません。何にもなくて、その写真の 4 枚の右手の下を見ますと、白く見えるところがございます、これは、砂利が敷いてありまして、隣にマンションを 2 棟建設する際の駐車場及び材料置場として、使用されておりましたので、現地に行ってみたら、ただの畑になっておりました。34 ページの一般基準については、1~10 まで該当するところは適当と判断しております。特別問題ありませんので、皆様のご審議を宜しく申し上げます。
議 長	はい、ありがとうございます。〇〇〇〇とか、会社とかが並んで現場事務所とかしていたところでしょう。
11 番	これは、白くなっているところだけが、砂利になっているのかな。それじゃ、他の部分は畑になるのかな。
議 長	これは、ならないでしょう。これは、客土がしてあるから。ここは、もともと田んぼだったから。
5 番	ここは、元々は、低かったんだろ。
3 番	ここは、湿地帯の場所です。
議 長	ここは、高速道路のインターチェンジの出入口からおおよそ 300m 以内のところであっても、違反転用は、違反転用だから。また始末書で。
3 番	また、始末書で。

議 長	全部始末書で、以前なんかあったんだけどな。忘れた。はい、それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(挙手)
議 長	はい、全員賛成で許可といたします。続きまして議案第 27 条を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	議案書の 5 ページをお開き下さい。 《議案第 27 号を説明》
議 長	はい、ありがとうございます。3 件 9 筆の申請があがっているようです。それでは、申請番号①番から、担当の松岡委員をお願いします。
12 番	はい、議案第 27 号農地法 5 条にかかります農地転用の許可申請についてご説明します。申請地の位置につきましては、議案説明書 43 ページに位置図がありますので、ご覧いただきますが、これは、先ほどの農地法 3 条の申請番号①の該当する農地の場所の下の方になります。5 月 29 日に中川委員と委員会事務局及び譲受人の代理人と現地調査並びに関係者との聞き取り調査を行いました。当該用地につきましては、農地区分としまして、第 2 種農地に該当するものであります。また、議案説明書 41, 42 ページにあるとおり農地法第 5 条に係る立地基準並びに一般基準におきまして、該当する必要な要件並びに目的の確実性について、また事業計画書においても、目的達成に必要な基準を満たしていることを確認したところであります。なお、当該農地の現況としましては、高木林の桧が植林されております。それにつきましては、転用の許可後において、譲受人が、この桧を伐採し、低木林の植樹をすることを確認しております。当該農地には、既に植林がされております。現状としては、山林化をしている状況でした。このことについては、議案説明書の 46 ページのとおり始末書が譲渡人から提出されております。内容の確認をお願いします。よって、議案第 27 号の申請番号①の農地法 5 条の許可申請につきましては、許可相当であると判断したところであります。以上です。
議 長	はい、ありがとうございました。それでは、ご質問、ご意見はありませんでしょうか。ありませんか。
5 番	〇〇さんは、〇〇林業かなんかされているんですか。
11 番	事務局にお尋ねします。ここに植林と書いてありますが、イチョウと書いてありますが、これは、植林、植樹のどちらになるの。
事務局	イチョウを植えることがということですか。

11 番	これは、植樹ですか。植林ですか。わからないですか。
5 番	植えていけば、植林でしょう。
議 長	木の種類は、一つ一つ分けてあるの。杉やら桧やら。
事務局	前回、11 月辺りにこの話が出たと思いますが、樹木だの、植林だの、高木の薪の話が出たと思いますが、その際に確認したんですが、その際、イチョウとか植えたとかは出してなかったと思いますが、基本的には、林業として使う。樹木として使うものは、植林。実を使うものは、植樹と、その観点からすると、植樹になるかもしれませんが、現時点では、イチョウが、何になるかは、次回に報告させてもらえればと。
議 長	なら、1 個、1 個、木の種類で区別されているのかな。大分あるたい。
事務局	クヌギは、植樹になります。
5 番	センダンは。
事務局	植えたのであれば、植林、センダンの木は、家具に使うので。本来は。何かあるといけないので、調べてから次回報告します。
議 長	宿題ということで。ほかにご質問、ご意見ございませんか。それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(挙手)
議 長	はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号②番、担当の吉田委員、説明をお願いいたします。
4 番	はい、それでは、報告します。資料は 47 ページということで、申請番号②番ということになっております。5 月 30 日に田中委員と事務局、申請人の代理人とで現地確認をしました。用途については、駐車場ということで、あがっています。場所については、ホームセンター〇〇〇の北側の土地になり、ます。北側ということで、矢形川が流れているんですが、道路を挟んでの用地です。現況の写真は、53 ページを見てください。現地は、〇〇〇の横からの写真です。〇〇〇の西側から見た図で、東側から見た写真になっています。場所的には、52 ページの方が、分かりやすいと思います。先ほど説明しましたように、〇〇〇の北側ですね。木倉 443 号線の所に木倉〇〇〇〇橋が架かっております。大体、現地のイメージがわくかと思います。耕作が終了した土地が一部と、先月まで、ここは、土砂の廃土置場になっていたということで、埋め立てていました。次に、事業計画書の 49 ページをお開きください。目的としま

	<p>しては、今回物流センターが建設する関係で、駐車スペースがないということで、駐車場と整備するという話が出ています。今回の申請は、熊本市内にて不動産賃貸仲介の法人で、現在、道路向かい側の物流倉庫における従業員駐車場及び事業者の物流車両の駐車場が不足しているために、依頼を受けて貸駐車場として申請がされております。52 ページにあります土地利用計画図を見ていただくと申請地内に、駐車場 97 台分、中に転回スペースのための道路を整備する予定です。地目は事業計画書の中に、田〇筆あります。面積は合計〇,〇〇〇㎡です。雨水については、敷地内の側溝で集水後、既設水路に接続する予定です。汚水・生活雑排水については、発生しません。審査表の 48 ページをお願いします。特定土地改良事業の用地に該当するため第 1 種農地になりますが、役場を中心とする 1km までの範囲において宅地化率が 40%を超えているため第 2 種農地になるため、許可は可能になります。また、中段にありますように一般基準の項目は、該当するところは、全て満たしており、適当と判断します。以上のようなことから総合的に見て許可相当と判断いたします。みなさんのご審議をよろしく願いいたします。報告はおわります。</p>
議 長	<p>はい、ご質問、ご意見ありませんか。福島委員、ここは、大分前に土場で申請があがった所でしょう。完全復旧しとったね。</p>
11 番	<p>ここは、一時転用でしておったところだったな。だけど、完全復旧ではないからな。埋めたまま、駐車場の形まで埋めるということだった。</p>
議 長	<p>だけど、ここは、復旧することが条件だったでしょう。</p>
11 番	<p>そうです。</p>
5 番	<p>計画が復旧するまでだったでしょう、残土を仮置き場にするという話になっていたでしょう。</p>
7 番	<p>物流倉庫と関係なく、土砂を他から持ってきて置きますという一時転用です。</p>
議 長	<p>完全復旧するというのが条件だったんじゃないかと。</p>
事務局	<p>完全復旧が条件で、許可を取っていました。そして、その後の報告でもあるんですが、先月、この一時転用については、今回、転用説明資料の写真の状態、完了の報告が提出されています。</p>
議 長	<p>現地は確認してないの。道の高さと変わらない形になったでしょう。完了というなら見に行かないといけないでしょう。業者にいいように使われているでしょう。</p>

11 番	完了じゃないでしょう、これは。
5 番	ここは、元々は、道路より下だったんじゃないかな。土地の高さは。
議 長	これは、写真から道の高さと変わらないぐらいなんでしょう。
7 番	一時転用の方が、早かったでしょう。ただ、物流倉庫用の土を持ってきたんじゃないの。物流倉庫の匂いはしていたんでしょう。
議 長	ここは、同時進行というより早くこの場所は、埋めていたんじゃないの。
7 番	ここは、一時転用の方が、向かいの工事より埋めていったのが早かったね。あの時に、福島委員が厳しく相手に言っていましたのにな。
議 長	ここは、コンビニが建つかも说不定という話もあったんじゃないかな。
7 番	そういう話もあった。ここの敷地は、コメリの敷地の下の方までいっているもんね。
議 長	くれぐれも、こういうのを引き受けるといかんもん。事務局でも対応するんだから。これで完了ですか。そこは、ちゃんとしとかないといけないな。受付した人がきちんと責任をもって。そこはちゃんとしておかなくちやいかん。一筆をかわしておくとか、完全復旧しますとか。
11 番	こういうところは、最初から駐車場にすることを見越して。
議 長	こういうのは、見え見えだろ。だから、ここは、完全復旧させなさいと。こういうところが、数年度に始末書が付いてあがってくることになるよ。もし、ダメと言ったらどうするの。事務局。
事務局	その時は、元に戻してもらいます。当初の約束を果たしてもらおうと。
議 長	もし、一筆を交わしていないで、口約束だけでは、どうでもこうでもないということなら。
事務局	今総会で決定したことを、申請人に伝えて、前回もあったでしょう。差戻しと、一時転用が終了していないので、
議 長	今総会の報告において、この一時転用は完了報告が出ているの。
事務局	報告が出ています。一応、今言われたのは、この総会で決定することですので、農業委員会として一時転用が終わっていない、その約束を、まずは果たしてもらおうこと、そして、再協議してもらおうこと。それでよろしければ、事務局の方も申請については、差し戻しいたします。それが正当な理由になるからです。結局は、今議長が

	言われた通り、約束が果たされていない、違反転用扱いになることではないかと思えます。
議 長	それなら、差戻ししなくてはならないよね。道路と同じ高さまで戻したので、復旧しましたとなるかい。今回は、審議しないということを手相手には報告しておけよ。不許可。そういうことでいいですかね。
事務局	条件付ということですか。今言われた通り、現状復旧していないと。再度審議してもらおうということで不許可と。
議 長	そういうことです、きちんと一時転用が完了してから申請して下さいと。
事務局	きちんと復旧してから申請をしていただくという形によろしいでしょうか。現状復旧していただいたところで再度申請を提出してもらおうと。
議 長	確認しに行かないといけない。それでは、申請番号③番、担当の福島委員、説明をお願いします。
7 番	はい、5月30日に、田中推進委員、申請の代理人、事務局とで現地確認を行いました。まずは、場所の説明をしたいと思えます。57ページをお開きください。国道443号を、〇〇〇を通りまして、約400m行った所の右下になります。ちょうど、道路下あたりになりますので、道路からは下が見えませんが、益城町の方を見て右下、ちょっとバックして下りて行った所になりますが、59ページに現地の写真があります。見ていただくと分かるように、右の方に見えますのが、〇〇〇の部落の方になります。まったく先のくぼ地の方に耕作地があったと。現在は、ほとんどが休耕地になります。作付けが出来ないような、日陰にあたるため、どうのこうのではありませんが、現状はそういうところになります。57ページが現地になりますが、〇〇〇の方は、写真で見ると右側になります。現地は、北側が農地、東側が農地及び里道、南側が里道、西側は雑種地になります。55ページを開いていただきたいと思いますのですが、農地区分は第2種農地、面積は〇筆で〇,〇〇〇㎡になるんですが、57ページに戻っていただいて、申請地とありますけども、申請地のくぼみがあって、黄色で塗っていますけども、ここに、田でない地目が入っております。〇〇㎡、事業申請地としては、合計で、〇,〇〇〇㎡が転用の面積になります。他地目になるので、許可は要らないのですが、今回の事業用地には入っていると。転用目的は、申請人が役員をしている会社が現在使用している資材置場の使用期

	限が切れるということで、賃貸の期限切れで、使わせてもらえない ということで、会社から近い所の場所を見つけて地権者と所有権 の交渉をしたところ良さそうだということで、資材置場として整 備して会社に貸すということで、そのために申請が出ています。一 般基準の1～10において、該当するところについては、汚水・生 活雑排水については、発生しません、雨水については、砂利を敷い たままですからほぼ自然浸透ということで、妥当であると考えて おります。総合判断としては、許可相当であると判断しておりま す。皆さんの審議をどうぞよろしく願いいたします。因みに、会 社は〇〇〇〇〇〇です。
5 番	この前あった会社やね。
議 長	現在の資材置場から契約が切れるって、ちょっと働きかけたんで すかね。
5 番	ここの手前に何かあったんじゃないかな。
7 番	ここは、数年前に許可を受けており、転用地になります。どこだっ たかな。
5 番	〇〇〇〇〇か。
7 番	そうです。
議 長	ここは、ほぼこういう風な地形でしょう。
7 番	そうですね。そういうところこそ、山を削ってですよ、何かやっ てもらいたいんですけどね。田んぼは使われないですよ。
議 長	さっき、福島委員が言われましたけど、水は、ここは引くんです か。
7 番	はい、一応まだ水は引けるような形は残っているんですよ。国道に 太い暗渠があって、そこを水路が通っているんですよ。それが、〇 〇〇の裏の方に通っていくんですけどね。
5 番	この写真に小さな小川みたいなものがあるけど。
7 番	この辺こそ、何かしてくれるといいんですけど。
議 長	町でどうにかしてくれないかな。立派な農地を開発に取られて。
7 番	小作をしているものは、どうしようもないんですけどね。猪のえさ場 になってしまう。
議 長	ここも、何年か先には、飯田山の一部になってしまう。ご質問、ご 意見は、ほかにございませんか。
	(ありませんの声)
議 長	無いようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(挙手)

議 長	はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、続きまして議案第 28 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	すいません、議長、議案第 27 号の申請番号②番の審議決定の確認ですけど、今回、貸駐車場については、差戻しということで決定してよろしいでしょうか。
議 長	さっきの、〇〇〇の横のことか。差戻し。だから、申請地を完全復旧した後で、再度申請してもらおうと。
事務局	分かりました、その確認でした。
議 長	はい、それでは、議案第 28 号を。
事務局	議案書の 7 ページをお願いします。 《議案第 28 号を説明》
議 長	はい、ありがとうございました。それでは、只今の事務局の説明に対して、ご質問はございませんでしょうか。無いようでしたら、了解していただける方の挙手をお願いします。
全委員	(全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございました。それでは、全員賛成で承認といたします。続きまして報告第 27 号から通して事務局から説明をお願いいたします。
事務局	はい、議案書の 11 ページをお願いします。 《報告第 27 号の説明》 《報告第 28 号の説明》 《報告第 29 号の説明》 《報告第 30 号の説明》 《報告第 31 号の説明》
議 長	はい、ありがとうございました。これで、本日の議事は、終了いたしました。
7 番	報告の中にですね、報告第 28 号の中に、④番、一時転用の案件がありますけど、完了していると出ているけど。
議 長	これについては、なしで。
事務局	先ほど、議長が言われましたように、これについては、事業者に対し、今回の総会の内容をお伝えして、再度、復旧していただいて、報告書を提出していただくように指導したいと思います。以上です。
議 長	ほかにご質問はありませんか。ないようですので、事務局から連絡があれば。

事務局	<p><その他報告について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告第 28 号について ・上野地区の非農地判断申請について ・公務災害補償制度の照会について ・最適化活動の活動記録簿について ・費用弁償の改定について ・農業者年金の加入パンフについて
議長	<p>これで本日の総会は、終了します。失礼します。</p>
	<p>上記の顛末を記載し、相違なきことを証明するためにここに署名する。</p> <p style="text-align: center;">7 番</p> <p style="text-align: center;">8 番</p>